平成２７年（フ）第９５号
北海道小樽市銭函１丁目19番20号、前住所北海道小樽市幸２丁目15番35号
債務者　山本　　実
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第９６号
北海道小樽市銭函１丁目19番20号、前住所北海道小樽市幸２丁目15番35号
債務者　山本　礼子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第９０号
福島市黒岩字堂ノ後15番地の２
債務者　長沢　正博
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２７号
石川県七尾市和倉町ひばり２丁目93番地
債務者　宮本　祥惠
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第２１９号
山梨県中巨摩郡昭和町河西631番地５　ボナールＫ103号、前住所山梨県甲府市下鍛冶屋町51番地11　スパリゾート山城301号
債務者　西田　　仁
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
長野県松本市大字神林3527番地４、旧住所長野県松本市大字島内7975番地
債務者　胡桃沢節子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４８号
滋賀県長浜市弥高町31番地　サニーヴィラ弐番館Ｂ　101号室
債務者　植田　恵三
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
滋賀県長浜市弥高町31番地　サニーヴィラ弐番館Ｂ　101号室
債務者　植田　恵子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
島根県浜田市大金町口112番地
債務者　佐々木吉晴
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第１４９号
三重県亀山市阿野田町1897番地３　フラワーアイランド阿野田205号、前住所三重県亀山市関町木崎251番地１
債務者　伊東　雅美
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５５号
三重県津市河芸町三行1814番地
債務者　大橋　　巧
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７０７号
神戸市長田区若松町５丁目５番１―1217号
債務者　荒川　　愛
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５１号
愛媛県松山市宮田町171番地２　コーポ石田６号
債務者　藤川　雅靖
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
愛媛県今治市大西町新町甲374番地２、前住所堺市南区和田東990番地８
債務者　月原　　章
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２３号
長崎県対馬市美津島町根緒423番地、前住所福岡市東区若宮４丁目16番19号
債務者　阿比留真二
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
福島県本宮市仁井田字桝形７番地71
債務者　松本　善昭
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係